

障害のある子の誕生から高齢になるまでの ライフ・ステージ

誕生

生まれたばかりの赤ちゃんは、ひとりでは生きていきません。手がかかるのは当然です。障害のある子の場合、そうした時期がさらに長く続くかもしれません。だからこそ、両親やお母さんが少しでもゆとりがもてるよう、公的支援を上手に活用するようにして下さい。

1カ月児健診(任意)

障害があるとわかったら、次の法律で定められているサービスが利用できます。

- ・児童期に限定したサービスは**児童福祉法**
- ・児童も成人も対象となる障害福祉サービスは**障害者総合支援法**

1歳6カ月児健診

ペアレント・トレーニングも活用できます。

3歳

3歳児健診

幼児教育

障害があるこどもの家族のなかには、障害を隠そうとして孤立してしまうことがあります。これではかえって逆に不安が募ってしまいます。相談できる組織 みつけたり、同じ経験をしている人とつながったりすることはとても大切なことです。

・幼稚園

・保育園

・認定こども園

・特別支援学校幼稚部

幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこどもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスのこどもたちの利用料は2019年10月から無償化されています。また、3歳から5歳までの障害のあるこどもが次のサービスを利用する場合も無償化されており、両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無料となるサービス

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児やその親は、次の手当のほかにも国や自治体からさまざまな手当が受給できます。

- ・**特別児童扶養手当**(精神か身体に障害がある 20歳以下のこどもを扶養している父母が対象。療育手帳は不要。)
- ・**障害児福祉手当**(20歳未満で精神か身体に重度の障害がってつねに介護を必要とする障害児が対象。)

「今がんばればよくなるのではないか」と、障害のある子に対して、ほかの兄弟姉妹より厳しい態度で接したり、一生懸命にしつけをしたりすることがあるかもしれません。しかし、それがこどもにはプレッシャーとなり、自己否定感を植え付けてしまうことがあつたりします。あせらず一歩一歩、こども状態を見ながら進みましょう。

5歳6歳12歳へ

5 歳

就学相談

就学时健康相談

発達障害のこどもの適切な就学に向け、近年は5歳児健診を行う自治体も増えています。

就学相談は、保育園や幼稚園からすすめられる場合もありますが、就学を控えてこどもの様子で気になるころがあれば、親が申し込みます。自治体によって異なりますが、小学校・中学校に入学する前の年度の4月から6月ごろに申し込みが始まります。

入学前年の10月中旬ごろから、居住する学区の小学校で行われます。すでに特別支援学校や特別支援学級を希望している場合も受けることができます。就学时健康診断で気になる点を指摘されたら、児童発達支援センターなどに相談をしてください。また、こどもに適した就学先を教育委員会や学校と相談します。

進学できる小学校

- ・通常の学級
- ・通級指導教室
- ・特別支援学級
- ・特別支援学校小学部

小学校に入学すると、それまでの児童発達支援から放課後等デイサービスに変わります。放課後等デイサービスは原則18歳までの利用ですが、こどもの状況次第では20歳まで利用できます。

進学できる中学校

- ・通常の学級
- ・通級指導教室
- ・特別支援学級
- ・特別支援学校中学部

15歳18歳20歳へ

就学相談の前には、親が抱えている疑問や不安、こどもが抱えている困りごとなどをまとめておくことを勧めます。就学相談がスムーズに運びます。また、わが子の個性や行動の傾向も説明できるようにしておいてください。

6 歳

小学校入学

12 歳

中学校入学

障害児にとって中学卒業は大きな転機の時期となります。中学2年生頃には本人の意欲をみて、進学か就労かを検討します。将来的にこどもがどのように生きていくかを見据え、家族で真剣に考える必要があります。

15 歳

中学校卒業

中学校卒業後の進路

- ・高等学校などに進学
- ・一般企業で就労
- ・就労継続支援A型・B型で就労
- ・生活介護

高等学校などに進学する場合の例

- ・一般の高等学校(全日制・定時制)
- ・通級指導導入の高等学校
- ・特別支援学校高等部*
- ・高等特別支援学校
- ・高等専修学校

*通級指導導入校

2018年より、公立高校でも通級指導の導入が始まっています。障害のある生徒に対して、大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害の特性に応じた特別の指導を実施している。導入校はまだ少ないのが現状です。

高等学校卒業後の進路

- ・一般の企業で就労
- ・就労継続支援A型・B型、地域活動支援センターでの就労
- ・就労移行支援事業所に通所
- ・生活介護
- ・大学などに進学

20歳前傷病による障害基礎年金は、20歳の時点で障害等級1級また2級に該当していることが受給の要件となっています。20歳前傷病による障害基礎年金の納付要件は必要なく、保険料を納めていなくても受給できます。

20歳になると特別児童扶養手当などが打ち切られる一方、受給できるようになる手当もあります。・特別障害者手当(精神か身体に重度の障害があって、つねに特別の介護が必要な状態にある在宅の20歳以上の障害者が対象)

特別支援学校中学部や特別支援学級卒業後、90%以上のこどもは一般の高等学校、特別支援学校高等部などに進学しています。次に多いのは、社会福祉施設などへの入所・通所となっています。

大学に進学する人もいますが、多くの方は一般企業で働いたり、就労移行支援を受けたりして自立を目指します。就業ばかりを目的にせず、こどもの特性に合わせ、どのように生きていくのがわが子にはいいのかを考えながら決めましょう。

18 歳

高等学校卒業

20 歳

20歳前傷病による障害基礎年金受給

30代40代50代65代へ

障害のある子の将来について、家族で話し合っておく必要があります。障害によっても異なりますが、次の点はおよその目安を立てておきましょう。

- ・誰が中心になって生活の世話をするのか
- ・どこに住むのか
- ・財産の管理は誰がするのか

一般的に、親子の年齢差は30歳ほどといわれています。親子の寿命が同じであれば、「親亡き後」は30年間あることとなります。とくに知的障害がある場合は、親がしてきた支援を誰に、またどこに託すのかを考えると同時に、子どもに負担をかけないよう、親の医療・介護、亡くなった後の事務手続き、財産分与などについても考えておきましょう。

障害のある人がどこに住むかは大きな問題です。障害福祉サービス利用者を対象にした調査では、約55の障害者は親と暮らしているというデータがあります。また、この調査では72%は自宅で暮らしていると報告されています。

30-40代

親の高齢化が進むころ

障害のある人が住む場所の例

- ・自宅(ひとり暮らし・親族と同居)
- ・賃貸住宅
- ・グループホーム
- ・入所施設

50代

親は自分が亡くなった後を考える時期

- ・**日常の生活資金**などが管理できない場合は、日常生活自立支援を利用。
- ・**成年後見制度**の活用を検討して、親亡き後の準備をしておくのも一考です。
- ・一定の資産がある場合は、相続のしかたについて家族で話し合い、障害のある子どもが生活に困らないよう**財産を信託**する方法も検討。

65代

社会保険制度では、保険優先という考え方があります。65歳になると現在利用している障害福祉サービスと同様のサービスが介護保険にあれば、介護保険サービスを受けることとなります。このため、従来のサービスが受けられなくなることもあります。

高齢になったときに入所できる施設

介護保険による施設サービス

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設(入所期間は原則3カ月)
- ・介護療養型医療施設(2023年度末に廃止)
- ・介護医療院

その他の住まい

- ・サービス付き高齢者向け住宅
- ・有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)
- ・認知症高齢者グループホーム